会 議 名 (審議会等名)				第9回川西市立学校校区審議会			
事 務 局 (担 当 課)				教育振興部学校教育室学務課(内線3385)			
開	催	日	時	平成21年7月8日(水)午後5時00分~午後7時0	0分		
開催場所			所	川西市役所4階 庁議室			
出	委		員	植木壽子、三上和夫、米川英樹、石橋一記、小林美智子、野原孝、釜本孝彦、 光本道尚、安田末廣、秋田修一、中井成郷、則兼千世			
席	そ	の	他				
者	事	務	局	牛尾教育振興部長、中塚総務調整室長、仲学校教育室長、仲岡学校教育室参事、 稲野学務課副主幹、廣田学務課主査、尾屋学務課主任			
傍	聴	の下	可否	可	傍聴者数	0人	
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由							
会議次第			第	1 議事 (1) 諮問事項に係る審議			
会	議	結	果	(1) 審議経過のとおり			

会 長

それではこの答申案について、ご報告をお願いしたいと思います。主要な部分は2ページ分の論述してあるところであります。これに関連しまして、付属資料で相当多くの点検を、資料的に行っているところであります。よろしくお願いします。

事務局

まずこの制度の仕組みについて、簡単にご説明いたします。この制度の対象となるのは、 小学校、中学校とも新1年生に限ります。選択できる範囲は、本来の校区に隣接する校 区の学校となります。申請すれば必ず希望の学校に行けるわけではなく、校区の学校の 安定的な運営を図るため、人数を制限しています。

まず校区の学校から出て行く場合、各学校毎で入学予定者の5%を上限としています。 また受け入れについては、本制度によって学級数が増えないことを前提としていますの で、各学校で新入学予定者数をもとに学級数を計算し、その学級数に40を乗じた数字 から新入学予定者数を引いた人数を受入人数の上限としています。

仮に人数制限を超えて希望申請があった場合は、抽選を行い当選者を決定します。ただし5%の制限については、兄姉が希望する学校に就学している場合は優先扱いとし、抽選から除外しています。結果として校区の学校から出て行く最大人数は、5%と兄弟優先を足した人数となります。受け入れについては、学級数によって受入人数が決まってしまいますので、兄弟優先を行うと新規で希望申請された方が、全く入れない等といった問題が考えられることから、優先は行っていません。ですから受入人数が超過した場合は、全員一律に抽選としています。抽選で残念ながら落ちた方については、優先順位を付けて補欠登録を行い、当選された方が何らかの事情で辞退された場合、順位が上の方から個別に連絡し、意思確認のうえ、繰り上げ当選という措置をとっています。

それでは校区外就学希望制度の制度検証についての答申案を読ませていただきます。 川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証について

1. 審議会の結論

施行後5年経過に伴い本制度を検証した結果、一部の学校では抽選があり、落選する者が出ており、検討すべき課題はあるものの、全体として見ると5%の枠に収まっており、 現時点では安定的に運用されている。校区外就学希望制度については、直ちに制度の見 直しを行う状況にないものと考える。

ただし、今後も申請状況を毎年確認することとし、制度の見直しや校区変更の必要性についての議論等、5年ごとの検証時期に囚われず、柔軟に対応することができるように申し添える。

2. 校区外就学希望制度に係る検証の意義

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情に

よる従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度 として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど、一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直しや校区の見直しが必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では、制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として、繰り上げ措置を制度化するよう提言したものの、制度の内容改訂や校区の見直しについては、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

今回、制度運用から5年が経過し、定期的な検証を行う必要があることから、この間の 実績を分析し、今後の対応について審議を行った。

3. 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった、「校区外就学希望申請状況」及び「校区外就 学アンケート集計」、「アンケート感想・自由意見」、「校区外就学希望申請に係る住所 別希望校、希望理由の状況」、「校区外就学を申請した保護者の感想・意見」を基に、 制度検証を行った。

(1) 校区外就学希望制度の運用実績

5年間の運用結果は、次のとおりである。

ア 小学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度37名、平成18年度40名、 平成19年度37名、平成20年度56名、平成21年度44名となっている。

学校別に見ると、平成19年度の多田小学校、平成20年度の川西北小学校で抽選となっている。

平成19年度多田小学校、限度枠7名に対し希望者8名で落選者1名。

平成20年度川西北小学校、限度枠4名に対し希望者10名、内兄弟優先1名で落選者5名という状況である。

次に希望者確定後、受入校別に振り分けたところ、平成17年度の川西小学校で抽選となった以外は、希望どおり就学が認められたものとなっている。

平成17年度川西小学校、受入枠5名、希望者7名、落選2名という状況である。

イ 中学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度35名、平成18年度30名、 平成19年度38名、平成20年度54名、平成21年度41名となっている。 学校別に見ると、平成17年度の多田中学校、平成19年度の川西中学校、平成20年度の川西中学校、多田中学校、緑台中学校、平成21年度の緑台中学校で抽選となっている。

平成17年度多田中学校、限度枠14名に対し希望者19名、内兄弟優先1名で落選者4名。

平成19年度川西中学校、限度枠11名に対し希望者14名、内兄弟優先1名で落選者 2名。

平成20年度川西中学校、限度枠11名に対し希望者17名で落選者6名。

平成20年度多田中学校、限度枠15名に対し希望者20名、内兄弟優先1名で落選者4名。

平成20年度緑台中学校、限度枠6名に対し希望者10名、内兄弟優先1名で落選者3 名。

平成21年度緑台中学校、限度枠6名に対し希望者7名で落選者1名という状況である。 ウ 兄弟優先の状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者の内、既に兄姉が在籍している者は、

平成17年度で小学校4名、中学校1名。

平成18年度で小学校11名、中学校1名。

平成19年度で小学校6名、中学校1名。

平成20年度で小学校13名、中学校3名。

平成21年度で小学校17名、中学校1名となっている。

(2) 運用実績に対する分析、評価

当初5%限度枠を設けた根拠は、流出する子どもが最大10%までであれば、学校の安定的な運営を確保できると考え、兄弟優先も考慮して5%と定められたものである。過去5年間の実績を見ると、一部抽選となった学校があったものの、全体とすれば5%の枠内に収まっているものと判断する。また兄弟優先について、想定していたよりも人数が少なく、5%を拡大しても良いのではないかという意見もあったが、安易な枠の拡大は、保護者や地域の負担、学校やコミュニティの混乱を招く恐れがあるため、慎重に取り扱う必要があると結論づけた。

特定の地域について、他の地域より申請者が多くなっているが、現状は上述したように、 ある程度枠の中に収まっているものと判断し、直ちに何らかの措置を講じる必要はない と考えるが、今後の申請状況によっては、5年ごとの検証時期に囚われず、制度の見直 しや校区変更の検討を行うことも必要であると考える。

アンケートの感想・自由意見を見ると、制度に賛成的な意見が多く見られ、本制度に対

しある程度理解を得られている一方、反対意見や制限に関する意見なども一定ある。これを制度の見直しについての課題として議論を行ったが、個人の価値観や環境の違いから、全ての人が納得できる制度にすることは容易ではなく、内容改訂については慎重に対応する必要があり、当面は現状の運用で様子を見ることが妥当ではないかと考える。 以上の経過を踏まえ、頭書の「審議会の結論」のとおり答申するものである。

続きまして、関連する資料についてですが、こちらは前回までにお配りした資料と同じ ものになっています。資料1が小学校の申請状況を一覧にした表です。資料2は中学校 の申請状況一覧、資料3は毎年実施しているアンケートの集計、資料4はアンケートに 書かれた感想・自由意見を教育委員会で分類分けし、円グラフにしたものです。以上で す。

- 会 長 文章は非常に凝集された2ページですが、関連する資料が4種類ありまして、これについては相当細かく過去の経緯とトータルの数がどうなるかということ、そして根拠となる様々な意見の分散も分類していますので、これら全体についての委員の評価と、今回我々が制度に係る検証について、どのように議論していけば良いかというご意見も賜りたいと思います。総括的なご意見もそうですし、この文章そのもの、データそのものへの質問ということもあろうかと思います。まずは答申の文章について、ご意見、ご質問があれば、ここら辺りから始めようかと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員 審議会の結論のところですが、これでよろしいかと思いますが、但し書きのところで、「今後5年ごとの検証時期に囚われず、柔軟に対応するよう申し添える」というのが、 どういう趣旨なのか少し分かりにくいのですが。
- 会 長 今のご質問のニュアンスについて、このように考えているという話をまず承った方が良いと思います。よろしくお願いします。
- 事務局 制度実施当初に5年ごとの検証をするように答申をいただいており、5年ごとの検証に ついては今後も行いますが、毎年の申請状況によっては見直しの必要が出てくる可能性 が考えられますので、このような表現にしております。
- 委員 検証の時期として、5年ごとというのは当初から決まっていますよね。最初の1回目は 2年目に行いましたが。そうすると、それ以外にも毎年審議会は行うということでしょ うか、それとも教育委員会が必要と認めれば、適宜行うということでしょうか。
- 事務局 もちろん教育委員会から見直しについて、ご審議をお願いすることもあるでしょうし、 毎年申請状況は報告していますので、委員の皆様から見直しについてのご意見がでることもあると考えています。 5年ごとの検証時期でないと制度は変えないということでは なく、状況によって柔軟に対応できるようにという趣旨でございます。
- 委 員 そうすると、毎年1回は審議会を開いて、報告を受けるということでよろしいですか。

事務局

その通りです。

会 長

委員はこの5年間をずっと注意深く見守ってこられたわけですが、この5年での検証というのは、制度全体がうまくいっているかどうか、トータルな批判及び検討をしてみようということで最初は始まりました。2年目の時は、とりあえずスタートしたかどうかというニュアンスでしたが、今この5年目のところで、トータルには先程お話しになった検証の形として、比較的予想した範囲の合理性が確保された状態で推移しているという理解だったと思います。そこで、この検証時期にとらわれずというニュアンスを、つまり1回目の5年間で、安定的に成果を終えた部分を一応確認したうえで、必要に応じて柔軟な見直しや変更の検討を行い得る状態になっているという確認だと思います。事務局の方では、かなり丁寧にニュアンスを含めて責任を持って書いておられる部分がありますので、私が時々このように質問し直した場合は、補足等ありましたらお願いします。

司会がこのように言うのは、話しすぎになるかもしれませんが、5年前に考えていた時には、制度の難しい問題が幾つか起こり得るということを、かなり予想していました。それは5パーセントの相当上の方で、毎年色々なことが起こるという事態とか、選択を巡るこの制度をトータルに地域的な父母の非難、あるいは地域的なコミュニティの非難に晒されるという状況とか、幾つかは想定していました。その点で言いますと、全体としての制度について総括的なご質問がありましたが、委員の場合はまさにそれをなさる5年間を委員として全うされたわけでありますが、その他のコミュニティの方および学校ごとにご意見を賜ることもあるかと思います。とりわけ私の方では、小学校、中学校のご家族の側からのご意見もお聞きしたいと思っています。今日はここのところの実質の委員のご発言があれば、このとらわれず制度の検討を行うことも必要になるというニュアンスが、大分違ってきます。ですからご意見を賜り、また事務局へのご質問もいただければと思います。

委 員

「校区外就学希望制度については、直ちに見直しを行う状況にないものと考える」という文章がありますね。その後に、「ただし、申請状況を毎年確認するとともに、制度の見直しや校区変更の必要性についての議論等」となっています。解釈によったら、「5年ごとの検証期間に囚われず、柔軟に対応するように申し添える」ということは、制度の見直しなのか、校区の変更も含めてなのかというところの受け止め方が、この文章によれば曖昧でどちらなんだと。この制度のことについての答申なのか、校区変更のことも含めての答申なのか、という捉え方を私はしたんです。その辺をはっきりすべきなのか、どういうふうに考えれば良いのかという感じがしました。

会 長

論議全体についての問題整理と言いますか、問題提起だと思います。これは、両方にか

かる総合的な見方をどう捉えているんだという問い直しでもあります。 4 行の部分をどう理解するかということですね。

- 委員 私はこれを最初見た時に、校区変更のことについては柔軟に対応しようというふうに受け止めたんです。しかし話を聞いていると違うのかなと、どういうふうに解釈すれば良いのかなと思いましたので。
- 会 長 事務局の方から先程お話しがありましたように、成果の実績と年度進行がこうだという ことに関して、こういうまとめになっていると私は思いました。他の皆さんはいかがで しょうか、この4行をどう理解するかという議論は、やはり必要だと思います。
- 委員 ここで今まで議論してきたことは、校区変更の必要性については分け置いていたわけです。この答申も校区変更までは視野というか、射程距離に置いていない、制度がどうだったかという検証だったと思います。ここにいきなり校区変更の必要性という言葉が出てきて後先がないものですから、それで委員もおかしく思われたのではないかと。校区変更の必要性という問題がこの審議会の初め頃には出てきていましたが、それはいつの間にか棚上げになりまして・・・
- 番 員 部分的な校区変更というのは、この後も続いていたと思います。ある部分について未確定なところがあって、この部分について当初の校区というのは部分的に変更したということがこれまでにもあったと。ですから、基本的にはこれまでもやってきたことなんです。それで4行目の「直ちに制度の見直しを行う状況にないと考える」というのは、前回までの結論ですよね、これは合意事項だと思いますが、その後の「制度の見直しや校区変更の必要についての議論等、5年ごとの検証時期に囚われず云々」というのは、制度の見直しというのは、5パーセント枠がどうかという問題ですよね。5パーセント枠そのものを拡張するのか縮小するのかという問題、しかしこれは校区の変更と一緒に議論しないと、校区審議会としては成り立たないと。これを区別するということ自体が、もし5パーセント枠を撤廃した時に、そうしたらどうするのか、校区変更も含めて考え直す必要があると。ですから区別するのではなく一つとして考えるべきことで、校区全体を見直すというような意味で理解すべきだろうと思います。校区の在り方そのものを見直すということで、こういう形になっているのではないかと思います。
- 会 長 今この4行分が、制度の実態の年度毎の決定と、その実績に基づく運用の5年間分を総括した文章なので、しっかりと制度の実態部分の点検のところに合わせて考える必要があるということですね。私は、非常に丁寧にやってみて、5パーセントのところでぎりぎりやったら、ここまでで収まったという、ほっとした気持ちが結構あります。仮に7パーセントでやっていたら、こんなもので収まっていないとか、色々あります。かなり微調整及び兄弟枠運用を最後まで維持した部分を含めて、相当良いバランスでここまで

は来たと。大枠の方をどう議論するかと言うよりは、このぎりぎりの選択のところでや ってみたらどうなるだろうと思っていたら、5年間はいけたと。私の方はそういう感想 です。その点で言うと、4行分は制度の実態の部分と、今後の議論の仕方の分と、両方 を含んでこのようにしか書きようがなかったのではという気持ちも少しします。

- 委員
- 今委員が言われたことが、大変分かり易かったです。要は5パーセント枠を検証する時 は、校区の変更というのも一緒にやらないとできませんよと、大変理解しやすいお話を していただきました。やはり切っても切り離せない状況にあるわけですよね、5パーセ ント枠を見直す時の校区変更ということが。その辺を謳っていかないと、これだけ見れ ば校区変更の必要性というのが突然でてくるんです、この文章であればどうしても。制 度の見直しや校区変更の必要性についてという文章になってますので。今委員が言われ たように、その辺のところがリンクしている、切り離せない状況だという説明をする必 要があるのではないかと思います。
- 会 長 司会が言うのは越権になるかもしれませんが、校区の変更と5パーセント枠の結び付け 方について、5年間のきっちりした追跡が行われた。両者を結び付けた話でずっと議論 してきたとかですね、両者のテーマが一緒にここでは議論されてきたことを、何らかの 形で表現すれば良いのではないでしょうか。今仰った意見をそのまま答申の中に入れる

ということはどうでしょうか。

んじゃないかと、単純に思いますが。

- 問題は校区変更の必要性と書いているからややこしいのであって、抜けば良いんじゃな 委員 いですか。制度の見直しについての議論があれば、それは入ってくることですから、こ れは抜いても意味は全然変わらないですから、5パーセントの枠組みそのものを検討す ると、自動的に校区の変更も検討せざるを得ないという中身は入っていますから、もし も誤解が生じるようであれば、この部分についてカットするという形で処理すれば良い
- 委 員 私も委員の意見に全く同感です。本文の4行については、この内容で結構かと思います が、但し書きの分は「制度の見直しの議論等」で、今までの議論の中では充分用をなす と思いますので、敢えてここで校区変更の必要性というきつい言葉を入れると、刺激的 すぎるのではないかと思いまして、そのことも含めての「制度の見直しの議論等」とい うニュアンスで良いと思います。
- 会 長 委員としてのリアルな総括判断を皆さん述べられていますが、他に何かございますでし ょうか。少し言葉をはずすことによって、明快になるというご意見が続いています。
- 今仰っている、校区の見直しという言葉をはずすことによって、校区を変更するという 委員 内容が臨機応変にしにくくなるということはありませんか。私が最初にこの文章を読ん で感じたのは、5パーセントの制度とは別な形での必要な校区の見直しが、臨機応変に

なされる可能性もあると受け止めたんです。委員が仰るように5パーセントの制度の延 長線上に、校区の見直しを臨機応変に行うという、そういうやり方もありますよという ことも納得しますが、この言葉を抜くことによって、そういったところの臨機応変さが なくなるということではないんですよね。

委 員

校区審議会の仕事の内容が、校区の変更と5パーセントの運用業務の検証となっていれば、今回は川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証というタイトルが付いている以上、5パーセントに関係する制度の見直し、ここでとどめておいて、校区審議会の仕事はそれ以外にもあるんだと。そういうことで受け止めておけば、この答申案は制度の運用についてですから、5パーセントの運用が妥当なのか、妥当でないのかとか、実施状況がどうなのかとか、適切に処理されているのかとか、それを我々が審議して問題がありませんということを伝えれば答申ができあがるはずですよね。この運用がまずくなってきましたとなれば、校区審議会の本体の方で別枠として、校区を変えていきましょうという話が当然延長線上にあるわけですから、あくまでこのタイトルでは、校区変更の必要性という文章を取っておくというのが、一番分かり易いやり方かなと思います。

それに伴って、次のページの2番の運用実績に対する分析、評価というところにも同じ 文言が出てきますよね。下から8行目、ここにも出てきます。ただ分析、評価ですから、 こういうことも視野に入れておく必要性があるといったことで、校区変更がここに出て くるのは構わないのかなという気はします。一番最初の結論のところに出てくると、少 し具合が悪いかなという気がします。評価、分析のところで、こういったものも当然制 度の延長線上に視野に入れていますよと、こういうふうに設けておくと、より綺麗に繋 げやすいかと思います。

委 員

そういうことだろうと思います。制度を見直すということはどういうことなのかということで、例えば5パーセント枠そのものを問題にする場合もありますし、今までやってきたように、ある部分だけ非常にマイナーチェンジで、数軒だけ対象になったような部分について校区を変更すると。これが制度の見直しになるかどうかわかりませんが、広い意味で捉えるとそうでしょうし、狭い意味では制度はそのままだけれどもここの部分については例外的にしたということがあるかもしれません。もしそういう疑念があるのであれば、等を付けて制度の見直し等とすれば、形の上では全部クリアできると。ただ議論としては新しい団地が出来たり、ミニ開発で形が変わった時に、これはやはり具合が悪いということがあり得るわけですから、それに対して柔軟に対応できるような余地を残しておくことは必要だろうと思います。それは校区審議会の役割でもあるということで、理解できるのではないかと思います。

会 長

校区変更の部分を全面に押し出すのではなくて、とりまとめるという動向になっています。事務局の方はどうでしょうか。具体的には校区変更等の議題そのものはあり得ることだし、議論は必要でもあるというご意見も議事録にはきちんと残ります。この意味で文章の工夫をする、工夫をする場所は主文の1のところと、終わりの方にいきまして分析、評価のところで、一定部分をこれまでの5年間の私共の仕事の方により近い形でまとめて、やった内容だけを確認すると。その後の次の5年間については、原則に戻って色々な課題をやっていくんだというふうなニュアンスとして、課題を残しておくという過去の確認と、今後の課題についてのずれと言いますか、多少の違いがあるということを明示する形で言うというのが、これまでのご意見だったかと思います。文章の多少の書き換えをした方が良いというご意見が続きましたので、よろしければこれに関連するご意見をお聞きしたいと思います。

委員事務局

事務局にお尋ねしますが、但し書きを入れる意味はどういうところにあったんですか。 当初の制度導入時に5年ごとの見直しというのが謳われていますが、毎年申請状況について報告していますので、それを見て問題等があるとなった場合は、制度の見直しも行えるようにということでございます。先程からご議論いただいていますように、制度の見直しの延長上には、例えば特定の地域で落選者が多いとか、そういう偏りが出た場合は、校区変更の可能性があるという思いもありますので、こういう表現をしています。 先程からの議論にありましたように、制度の見直し等ということで結構かと思います。 校区変更の必要性のところの、12、3字分をカットして良いという事ですか。

会 長

事務局

但し書きについては残していただければと。「毎年状況を確認し、制度の見直し等について」という事で、文言を整理していただければと思います。

会 長

今までの議論で言いますと、結論の部分の「ただし」から「申し添える」までのうち、「制度の見直し」の後の「や校区変更の必要性について」を削除して、文章を短くします。「制度の見直し等、5年ごとの検証時期に囚われず、柔軟に対応するように申し添える。」これでよろしいでしょうか。これよって、シンプルに具体的例示としての校区変更とうものを出さずに、総括的な文章になると思いますが。

委 員

先程事務局が仰った、但し書きの最重要なところは、5年ごとの検証にとらわれずというところだと思いますので、そこで何をやるかは、その時々の諮問があって、何が起こるか分かりませんが、色々な問題が起こるかもしれないし、制度の見直し等、校区の変更があるかもしれないので、内容についてまで書く必要はないと思います。むしろ、「5年ごとの時期に囚われず柔軟に対応するよう申し添える。」と、この方がすっきりするのではないかと。ただ文章の問題だけですけれども。

委員

「柔軟に対応することが出来るよう申し添える。」とした方が、変更する場合もあるし、

変更しない場合もあるでしょうから、「ことが出来る」とされた方が良いのではないか と思います。議論の結果このままで良いとなることもあるで。

ここで結論が出ればこれで良いですし、駄目であれば、この趣旨を踏まえて会長一任ということで良いのではないでしょうか。

会 長

提案されているものを一定訂正しますと、今の議論でまとまるのではないかと考えています。申し上げます、「ただし、」を取って、改行した後に1字空け、「今後も」と続くようにします。先程申し上げました、「制度の見直しや」のところの「や校区変更の必要性について」を取ります。それを取って「制度の見直し等、5年ごとの検証時期にとらわれず、柔軟に対応する」に「ことが出来る」を足す。この3カ所の変更でよろしいでしょうか。討論を踏まえた書き方としては、こうなるのではないかと思います。討論のうえ若干の変更を行ったということでご承認いただけるのであれば、これまでの議論と今後に続く議論が接合できるようになると思います。これは皆さんにお諮りすると共に、事務局の方の部分もありますので、大まかにこんな変更でどうかということをまずお諮りして、事務局の方でこの文章そのものを全部チェックして、もう一度文章として総合性が失われないようにする配慮がいるかと思います。また先程委員が言われた、最終的な判断を私に委ねると言いますか、その部分を残しておくということで承認していただけるのであれば、この点も含めて、お諮りした分をベースにして、文意を損ねない範囲内で多少の変更を行いたいと思いますが。

事務局

会長が仰ったように、内容変更については事務局にご指示いただければと思います。 教育委員会としては、5年ごとの検証時期にとらわれず柔軟に対応できればという思い を持っています。

会 長

今のご発言は、最後の方の無傷の25字から30字、これは是非とも保存して欲しいということですね。これはいかがでしょうか。この点についての疑問は出されなかったと思いますので、私の方も今の事務局のご発言を確保したということで、ここは変更無しというつもりでいます。もしよろしければ、これで議題整理の部分が5年間でやった分と、今後話題になると思われるところについて、開いた部分と二通り入りましたので、ご承認いただければこのような感じで最終的に少し私に責任を持たせていただければと思います。

委 員

よろしいですか、一番最後の5行目からですが、「これを制度見直しについての課題として議論を行ったが、個人の価値観や環境の違いから、全ての人が納得できる制度にすることは容易ではなく、内容改訂については慎重に対応する必要があり、当面は現状の運用で様子を見ることが妥当ではないかと考える。」これは聞きようによっては、議論を避けたと、逃げたという印象があって、行政文書は言い訳をしないということが前提

ですから、ちょっとこれは気になるんです。容易ではなかったのでこのままやったということではなくて、例えば「議論を行ったが、多様な意見を踏まえて検討した結果、内容改訂については」という形で少し文章を変えた方が、私としては避けて逃げた訳ではなく、合意してこれで良いとなったわけですから、判断を避けたのではないというニュアンスをもう少し強くした方が良いと思います。

会 長

弁明の比率よりも、全体の討論の合理的な概括を求めるということですね。委員の提案 はより明確な判断部分、そして頭書の結論をサポートする論旨を明確にしておくという ことだと思います。この文章を委員が言われたように直せば、よりこの主文の方の結論 の文章をサポートする内容構成が、かなり多くなった格好で訂正するということですね。 これはあり得る変更であり、問題を抱える内容ではないように思いますが、いかがでしょうか。

ここで相当強調されている内容として、現状の運用を見続けながら議論を継続していくという考え方、これは審議会の結論に繋がる形で、妥当な追跡をしていくというふうに、 読めるようになると思いますので、多少の変更については事務局でご検討いただくと、 そして事務局の検討も含めて、文章の一定の変更を行うという責任は、私に一任してい ただくということでお諮りします。いかがでしょうか。

委 員

結構です。

会 長

恐らく主文全体についての引き締まり度と言いますか、5年間分の総括は非常にシンプルに見えるようになるのではないかと思います。相当すっきり5年間分の実績が評価できるのではないかと思います。

それでは、2、3のところでより立ち入ったところでのご意見とか、また事務局として 検討すべきことはあるというご指摘とかありますでしょうか。かなり事実関係を丁寧に 追跡し、評価的にきっちりとまとめているように思いますが、いかがでしょうか。

この審議会で討論していただくこととして、これは現在の学校教育法の運用の法的な仕組みの部分を丁寧に引き取って、その中で可能な制度枠を作り出す、5パーセント枠で作り出すという試みなわけです。その限りにおいては、教育費の増減、教員の増減、そういったことをできるだけ現行制度の法制の運用として、増大させないという格好で取り組んできたところです。この意味で、学校の先生方にもご評価をいただきたいと思います。それと、遺憾ながらご希望に添えなかった場合もありましたが、毎年保護者の方に意見を頂戴することにして、その上でこういうステップになりましたと、これは考えようによっては、制度枠がそんなに増えるわけではありませんので、言ってみれば涙が出てくることもあるわけですが、にもかかわらず法規の運用範囲内をかなり限定しても、ここまではできたという実績として意味があると思います。この点で、お子様をお持ち

の方々のご意見はどうかと、5年間で全市的にどういう意見がまとまっていったかとい うあたりも、是非ご発言いただきたいと思います。

この問題がコミュニティとの関係でどうなるかというのは、それこそ今日でていました、 全体としての校区の変更とか、様々な変更問題に繋がっていきますが、端的に言えば、 この5年間で色々とやってきたことは、コミュニティの関係をどう作っていくか、入り 口のところでの学校と、お子さんをお持ちの親のご意見との調整だったわけです。

こういう調整を毎年やってきて思ったのは、やらないよりはやった方が良いという実感が湧いたということは確かです。コミュニティの方から長期的な展望の中で、この5年間をどう見られたかということですね、これをまたお話しいただければと思います。この審議会の結論、そして検証ということに、より広くこれまでの経過を踏まえて、色々なご意見があったということを今日のまとめの意見として、言っていただければありがたいと思います。

割とステップとしては小さいステップの積み重ねでしたが、毎年飽きることはなかったと。とても年度毎の積み重ねがリアリティがあったなという実感を持っています。もう少し専門性の高い委員から、フレームについてのご意見も賜れればと思います。恐らく事務局が作成された資料全体を様々な面からサポートしたり、あるいは価値順位を考えていくという議論が必要ではないかと思います。

委員

前回この結論というのが了承されて、今日はその確認という意味の会議だと理解していました。やはりコミュニティと学校区との関係をどうするかということが、川西市だけではなくて、全国的に問題となっています。特に問題となっているのは、中学校区と小学校区の関係の問題です。多くの場合、小学校区はコミュニティとして実績があると。しかし、中学校区としてどうかといったときに、分かれている場合が多いと。2小1中であれば、二つ合わせて一つになるということで、今後の課題としては、コミュニティの概念そのものをどういうふうな形で作っていくかということが、今後は課題になるだろうと思います。その時に、文科省の方から色々と予算措置されていることもあって、地域本部性などがあり、中学校区が対象となっていて、ますます全国的にはコミュニティについて、小学校区ではなくて中学校区をどうしていくかという事が課題になると思います。

今日の議題に直接関係はありませんが、今後の課題として検討すべき事もあるかと思い、 発言させていただきました。

会 長

焦点として中学校区問題というのは、これはお子さんの数が減りつつあるという問題と 共に、3年間という中学校の年限で学校単位を維持するということは、どこの地域にと っても、かなりのリスクが伴う荒技になるわけです。その意味では小中の全体をどう見 ていくのかという時期に入りつつあるという話も、これから出てくるのではないかと思います。

委 員

5年間の制度を見直したところ、資料3にあります校区外就学希望についてのアンケート集計ですね、ここに概ねどういう捉え方をされているのかという答えが、保護者の方ではでているのではないかと思います。この校区外就学希望制度の申請をした数としなかった数、この数を見た時点でまず就学希望の5パーセントという制度そのものが見事に適用されていて、それの運用は順当にされているだろうと。申請をしなかった大きな理由としては、希望する理由がないためというのがありますが、これが一番多いという実態が、制度のことをよく分かっていないのか、良く理解した上でなのかについてはよく分かりませんが、いずれにせよ保護者の方は非常に地域優先形であるというところですね。

それと、これは個人的に聞いたことがあるんですが、今まで何らかの事由がなければ、校区を変えるという申請がしにくかったと。例えばいじめでという問題であったり、そうした問題を特に大きく吐露する必要なく、制度の中に含めて希望することができるようになったというのは、非常にありがたいと。こういう声は現実に聞いたことがあります。ただ、噂で左右され易いというところは、非常に危惧する部分ではありますが、その辺については学校側であったり、PTAであったり、地域であったりというところで、学校の内容とか噂については、もう少しみんなで声を挙げていくということで、理解を深めていくことが肝要であるかなと思います。概ね保護者側は大きく受け入れています。一部の誤解で、どこそこの学校は良いからとか、あそこの先生は良くやってくれるからとか、そういうことでこの制度の5パーセントの枠を拡げて欲しいという声も一部ありますが、制度に対する誤った認識であって、そうしたことは制度の内容をもっと広めていけば、クリアできるのではないかと思います。

会 長

リアルにこの5年間でやったことと、最初の第一歩のところに近いところで、動き始めたということが結構大きいことではないかと思います。様々な学校の定員とか、教員の配置をどうするかということは、かなり流動的な案も含めて提案が出されている状況です。ですから、私共がやっていますこの5パーセント枠の範囲内で、つまり学校教育法の基本部分はいじらずにという部分と共に、今後5年、10年といくと、私達が特に発言しなくても、制度の根幹の部分を動かす可能性もあります。東京の区部とか、大阪もそうですが、中心部、これはもっと色々な動きがあり得るわけです。こういうことを視野におさめますと、今のご意見のような形で、地域的な意味での安定的定着部分が、こちらの場合は作られているということは、非常に大きなことだと思います。

委員

校区外就学希望の申請をしなかった理由の中に、アとイがほとんですが、確かに保護者

としては当然地域の学校に行くものと考えますし、反対に就学前にこういうことを初めて聞いたところ、特に理由がないというのが意見でありまして、就学前にこういう5パーセントという制度がありますよということを、初めて知るお母さんもおられて、そこでお子さんと一緒に悩んで、これだけ悩むぐらいなら決めてくれれば良いのにという意見もあります。というのは、通学路のこととか、先程出ていた学校の内容とか、学校の環境が良いとか、そういうことではなくて、子どもを一人で学校に通わせるという、通学面のこととか、行き帰りのこと等、最近物騒ですから朝の登校について行ったりだとか、帰りも途中まで迎えに行ったりということもありますので、そういったところで、特に校区の見直しとかそういうことではなく、そういう意見もありまして、迷ってしまうというところでもあります。

委 員

5パーセントの検証については、この内容で良いと思いますが、そもそも5パーセント枠を導入するという議論をする時に、以前の校区審議会の会議録を読ませていただきましたが、当初は校区の見直しという課題からスタートされてました。そこから5パーセント枠を導入しようと、それで制度が始まって、検証するのは分かります。しかし、将来的に子どもは少子化と言われています。子供が増えていけば良いですが、少子化になってきた時に、この制度をこのまま続けていくのが良いのか。やはり校区の見直しということを、検討する時期に来ているのではないかと思います。市の財政を考えても、今の学校の数で良いのか、本当に今の状況で良いのかというのが、この校区審議会のの原点だと思うんです。今回は校区外就学の検証だということで良いんですが、本当はそこに問題があると。

会 長

コミュニティの関係で言えば、今のところは別に5パーセントぐらいなら行事を行うのに問題はありませんが、将来的に子どもの推移を見ていった時、5パーセント枠がこのままで良いのか、確かに会長が言われたように、東京なんかでは色々な制度をやっています。だけど将来的に考えた時に、本当にこれで良いのかという疑問を持っています。この問題は、コミュニティの側から、そのようにラジカルに実論されるという可能性は、一番少ないものと思っていました。コミュニティは、校区のベースになる塊だと言われる可能性もあると思っていました。ただ、トータルな子どもの数と配置という問題をしっかりと考えなければ、本当の実論にはならないのではないかというお話が、コミュニティの方から冷静に積極的に提案されたと。これは、非常に重要な論点設定になります。小学校、中学校含めて、子どもの人数のところに最終的に帰着する大きな問題は、その問題を含めて、ここで議論せざるを得ないだろうと思っています。ただ言えますのは、前の5年間はクラス数の辺りまで、学区というものがあるんだという前提をかなり重視して議論してきました。今のご発言は、今後の5年間がそのテーマになるかどうか分か

らないという提案と言いますか、押さえなので、コミュニティ代表の発言として、極め てラジカルで極めて動的な把握だと思います。

委員

私も同じような意見を持っていますが、この校区審議会というのは前提があって、現在 の学校がそのまま生き残るという前提なんです。例えば統廃合の問題、あるいは新しい 学校が出来ると、新しい学校をどう造るかとか統廃合するかというのは、この審議会の 役割の外にあるんです。その政策に応じた検討母体というものが、必要だろうと思って います。ですから校区審議会が、次の段階で非常に大規模に校区の変更をやる時という のは、統廃合であるとかそういう事が生じた時には、抜本的に変えていく必要があるだ ろうと。そうでない限りは、今の段階では安定的ですから、このままで良いのではない かと思います。その時に、どのように考えれば良いかというのは、先程少し申し上げま したが、コミュニティをどういうふうに考えるかということなんです。コミュニティ自 身も痩せてきている、人数が少なくなってきていると。このままでは維持できないとな ると、小学校区ではなくて中学校区とか、別のことを考える必要があるだろうと。ある いは一つの小学校から別々の学校に行くと、これも良いことではないですよね。こうい ったことも併せて考える必要があるかなと思っています。ただ今の現状ではこういう形 で良いのではないかと、将来は統廃合の問題と絡めて考える必要もあるかと思います。 かなり長期的な展望、フレームそのものを柔軟に動かしながら、考える部分も必要だと いうことと、この審議会でやってきた色々な形の議論を、よりダイナミックに方向付け

会 長

る発言も出てきています。

この答申が他のところで読まれて、どういう効果を持ち、どのような議論に発展してい くのかという観点から、色々とご発言をいただければと思います。

-発言無し-

それでは、この答申については一旦預からせていただいて、園区についての報告に入り たいと思います。

事務局

それではお手元の資料「市立幼稚園園区制度について」をご覧ください。幼稚園の制度 については、今回の審議会では議論していただいておりませんが、制度が導入された経 緯及び実績等についてまとめましたので、ご説明いたします。

新たな園区制度については、本来の園区の幼稚園よりも距離的な要因等で、園区外の幼 稚園に通園したいという要望がありまして、平成15年の審議会において答申をいただ き、園区外からの就園を可能とする新たな園区制度、住所地による園区を基本としなが ら、市内の他の幼稚園に就園できる制度を、平成17年度から導入しています。

対象となる園児は新規募集にかかる幼児、または途中入園にかかる幼児とし、あくまで も定員に空きがある場合に限っています。4歳児については平成17年度の新規募集か

ら、5歳児については平成18年度入園から実施しています。募集にかかる優先、また 定員を超過した場合の取り扱いについてですが、まず園区内の幼稚園を希望する限り、 これを最優先とします。ただし、園区内の幼稚園を希望する幼児のみで定員を超えた場 合は、抽選により就園できる者を決定します。双子以上の場合はこれを一組と見なしま す。

他の園区からの希望者を受け入れることができる場合についてですが、定員を超えて希望があった幼稚園については、抽選により就園出来る者を決定します。先程と同様に、双子以上の場合は一組と見なします。ただし、兄姉が既に希望する園に在園する場合は、優先的に希望を認め、抽選から除外します。

当初の募集で定員に満たなかった場合、入園決定後に空きが生じた場合については2次 募集を行っています。

通園の条件としては、徒歩または公共交通機関を原則としています。

運用実績に対する分析、評価等ですが、これまでの住所地による園区制度においては、 隣接する園の方が距離的に近い等の理由により、園区外の幼稚園への入園希望があった 中で、平成17年度からの運用実績を見ますと、園区を拡大する事により、地域差はあ るものの、園区外就園制度は一定の要望に応えているものと考えています。この制度に ついては引き続き、現行の制度を運用していく考えでございます。

また幼稚園間における園児数、学級数のアンバランスという状況については、別途、幼児教育問題審議会において、1学級の適正人数、適正な学級数、適正な運営のための活性化策等について、現在審議を行っているところです。

続きまして資料1をご覧ください。園区外就園の実績です。平成21年5月1日現在で、ふたば幼稚園では、加茂幼稚園区から2名、川西幼稚園区から1名、加茂幼稚園では、ふたば幼稚園区から3名、川西北幼稚園では、多田幼稚園区から6名、松風幼稚園では多田幼稚園区から2名、清和台幼稚園区から1名が園区外就園されています。平成17年度から経過を見ますと、南部地域に偏りはありますが、全園的に園区外就園されている状況です。次に資料2ですが、これは募集定員に対して、実際にどれだけ園児がいるかという表です。幼稚園規則による定数が募集定員とイコールですが、21年度で見ますと、4歳児、5歳児合わせて36クラス、1160名の定員に対して、5月1日現在での園児数が、760名となっています。充足率としては約65パーセントです。園区外からの受け入れ態勢というのは、この数字を見る限りでは十分対応できているものと考えています。幼児教育問題審議会で、全体としての活性化策等について審議が進行中ということです。データについてのご質問等あろうかと思います。いかがでしょうか。

会 長

委 員

これができたというのは、通園するのがとても遠くて、こちらの幼稚園の方が近いんだけれども、遠くの園区の幼稚園に行かないといけないということがあって、この制度ができたんだと思いますが、今すごく困っているのは少子化という話で、ふたば幼稚園では平成17年度に自由園区になった時に、それでなくとも園児数の少ないところなのに、加茂幼稚園へ6名も移動したという経緯があります。それは元々、園区の幼稚園が遠くて通いにくいからこういう制度ができたのに、ふたば幼稚園と加茂幼稚園は近隣にありますから、どちらの幼稚園に行ってもそんなに代わりはないんですが、少子化に伴って人数の多い幼稚園の方が小学校に行った時に良いので、加茂幼稚園に入園したと。経緯から見れば、少子化でふたば幼稚園の人数が減っているのに、自由園区制度ができて加茂幼稚園に行っている、少数かもしれませんが、パーセントで言えば大きな割合になりますから、そういうことで自由園区というのは疑問に思っています。活性化していくための自由園区であれば良いんですが。

会 長

今、幼稚園のところでの話になっているのは、数年後には小学校、その6年後には中学校となりますから、全体としてのこういう流れ、そしてお子さんが少なくなっていくという局面を、どう迎えるのかという意味でのトータルな議論というものを、是非ご意見を賜りたいと思います。これは校区審議会が単独で全体についての政策判断を最後までやるということではありません、ご意見を賜りながら全体の方向性を考えたいということです。

委 員

幼稚園区については、校区審議会の議論の対象外に今なっていまして、別の審議会で議論されているということでした。ただ、17年の段階で校区外制度を作った時に、同時に園区についても議論をして決めたという経緯があったので、今日は報告だけ聞いておくということだったと。ですから、議論をするのは馴染まないだろうと思っています。それと、園区外就園の議論については、ふたば幼稚園の園長が自由園区について非常に賛成されてやってきたという経緯があります。これは非常に皮肉なことですが、その結果ふたば幼稚園から子どもがいなくなってしまったという話で、これは別に非難するということではなくて、そういうこともあり得るけれども、幼稚園の方では園区の自由化について求められたと、結果としては考えられていたことと逆のことが起こってしまったと。

委 員

一番心配しているのが、歩いて行けてるのかなと。

委 員

それは無理ですね。歩いて行けるのは一部の方だけで、ここで議論すべきことではない と思いますので敢えて口にはしませんが、これだけ社会情勢が変わっている中で、登園 方法も変化していかなければ公立の存続というのはあり得ないかなと思います。それは 違う意味で小学校、中学校も同じかなと。先程仰ったように、幼稚園だけではなく行く 行くは小学校、中学校も関わってくることで、その時に5パーセント枠がどのように転がるかという、それが見直しになるんだと思いますが、保護者は子どもをより良い環境で教育を受けさせようと考えていますので、そういったところでのニーズは求められているのかなと。この結果、ふたばが加茂幼稚園に流れていると。やはり集団の中でスムースに小学校に入れたい、小学校の5パーセント枠も安全に多くの友達と小学校に入学させたいという思いがありますから。

多田幼稚園から川西北幼稚園に6名行かれているのは、明峰小学校の校区でありながら 多田幼稚園の園区になっていることを示されているのかなと。南野坂は多田幼稚園区で すが、小学校は明峰なので、川西北幼稚園に行かれているお子さんの中には明峰地域と 重なったりするのかなと。それと通園しやすいというのもあるのかなと。

- 委員 年々、総園児数が減ってますよね。少子化といえどもこれはショックだなと。これは隣接する私学にほとんどの方がお世話になるという形のあらわれですよね。悲しいことだと思います。そういう意味では、市が園の運営に手を入れていかなければ、衰退した様子が窺えてしまいますので、やはり何か動きをおこしていかないと、今風に言うならやばいという感じだと思います。
- 委 員 保育所の絡み、認定保育園の絡み、この辺りを総括して見ていかなければ、これだけを 見たら園児が減ってきているとなりますが、全体に保育所、特に川西の場合は民間保育 所が増えているということもあるし、そういう絡みが出てきているんじゃないかと。幼 稚園だけの問題として取り上げると、もっと厳しくなる可能性があると思います。
- その辺を行政としてどう取り組んでいくのかということが、一つの課題だと思います。
 会 長 本来このテーマについて、事務局での統一見解を求めるという筋のものでは無いと思います。ただ言えますのは、議題の流動性と今後に及ぼす影響についての、冷静な審議と様々な立場からの討論は、今後ある程度小学校就学以前のところから、小、中含めてかなり中、長期的に考える必要があるというのは確かなことだと思います。

今日討論の中で出ていますのは、設置形態、それと就学前については多様な制度がある という部分、これらを含めてリアルに見ましょう、やりましょうということが出ていま すので、その上での校区審議会の在り方についての再検討も必要かもしれません。社会 の流動性の部分をどの学校も、どの地域のまとまりも、全部影響を受けながら進んでい るというのは事実です。

このデータを見ますと、確かに充足率から見ると少子化の影響で、大変な数字だなというのはよく分かりました。乱暴な意見かもしれませんが、公立の幼稚園に関しては統廃合も検討しないといけない時期ではないかと思っています。何故かと言いますと、民間との役割分担、保育所との役割分担、親の保育ニーズについて保育所がどれだけ対応し

委 員

ているか、同じように幼稚園が対応できているのか、役割分担から言いますと、今のニーズからすれば、むしろ保育所の方が良いかもしれないということも含めて、大胆に統廃合を考えるべき時期ではないかと。もちろんそのことを考えると、将来的に小学校をどうするのかということもあると思います。小学校についてはコミュニティと連動していますので、別の意見はあるんですが、幼稚園については統廃合、部分的な廃止を考える必要があると思います。

委 員

これは公立幼稚園長みんなが思っていることですが、統廃合というのは最終的な手段だ と思います。それ以前にそこの幼稚園を存続するために、どうしていけば良いのかとい うことを一所懸命に考えるわけです。ですから公立幼稚園の特色を生かした保育を進め ていくということで、各園では色々と取り組んでいると思います。私学とか保育所との 子どもの取り合いとか、そういう状況になればそれが一番良いんですが、条件が全然違 いますから、今の保護者の考えているニーズに、公立幼稚園が合っているかどうかとい うところも考えていかないといけないだろうし、少子化といえども就園率が20から3 0パーセントの園があるというは、裏返せば3年保育の長期保育、預かり保育、給食が あるといった、条件の揃った、今の保護者が一番望んでいるところに行く傾向がありま す。そういう条件を揃えなければいけないということではなくて、公立幼稚園の一番の 良さは地域の幼稚園、小学校との連携、基本は徒歩通園ですから、歩いて通園すること によって、担任の先生とかとコミュニケーションが親子で図れるというような、公立幼 稚園の良さがあると思います。それが今の親のニーズに合っていないということであれ ば、公立幼稚園で例えば預かり保育ができる、3年保育ができるという条件を満たして いくことによって、公立幼稚園が存続できれば、公立幼稚園としてはそういう思いがあ ります。今幼稚園に来ている保護者の願いは、3年保育があれば行かせたいが、私学に 行くのに色々な条件の部分でネックになっている、私学に行く余裕があるのかどうかと いうところで、公立幼稚園の庶民的な生活にあったところを選んでこられているという ところもあります。ですから、即統廃合すればということを仰いましたが、幼稚園代表 としてはそうですとは絶対に言えません。ですから幼稚園としては特色を活かして、公 立の良さを保護者に認識してもらって、公立幼稚園にも子ども達が沢山就園できるよう にということで頑張っています。

会 長

| 各々の規模や就学期間などが、複雑に絡んでいることは確かなようです。

委 員

私は2人の子どもを小学校へ行かせまして、公立幼稚園と小学校の関係というところで 言わせていただきたいのは、公立の幼稚園に行くことによって、親が出てくるんです。 今の小学校は保護者の顔がなかなか出てこないと思うんですが、例えばボランティアで ベルマークとか掃除、参観、懇談、何かにつけてそうなんですが、保護者が学校に出向 かない傾向にあるというのをひしひしと感じています。それは何故かというと、早い時期から保育所に通わせることによって、お母さんが仕事に行かれる、小学校に入ったら学童保育に入れる、ある程度融通は利いてお休みも取られるんでしょうが、学校の用事で休んでというのは段々少なくなってきている。それに私学の幼稚園に3年保育で預けることによって、幼稚園はバス停までの送り迎えだけで、バス停での数人のコミュニケーションだけになってしまって、幼稚園に出向くという習慣がそこでなくなってしまっているということが、そのまま学校に出向くという習慣が少しずつ薄れていくのかなと感じています。

多田小学校で言われているんですが、一歩前運動ということで、朝の登校時に一歩家の 外に出て子ども達を見送りましょう、子ども達の安全や登校ルールが守れているかとい ったことを、もっと親が把握しましょうということを行っています。しかしそういうこ とになかなか結びつかないというのが、やはりそういうところではないかなと。じゃあ それはどこが発信するのかという話になるんですが、それは保護者一人なんでしょうか。 早い時期からコミュニケーションを取る場所というのが段々なくなっていってるんで す。3年保育から2歳児を幼稚園に受け入れましょう、保育所は0歳から預かりますよ となってきている中で、公園のママ友から発信しましょうか、いざ公園に行く年齢にな った時に、公園に子どもはいない。じゃあその発信源はどこなのかというところが、幼 稚園の統廃合のお話が出たので思ったんですが、公立幼稚園が地域にあるということに よって、学校もある部分で助かっているところがあるんじゃないかと。それは地域から の絡みで、保護者の顔が見えているというところで、ある程度助かっている部分ではな いでしょうか。今、学校は保護者にもう少しこうしてください、ああしてくださいとい うことを発信されてます。登校もそうですし、私も学校の門まで何回もついて行きます。 登校は保護者の責任ですから。学校は、教室を出てしまえば私達ではなく、保護者の管 轄に入るというふうにありますので、そういった中でコミュニティとか地域とかという のは、物凄く必要性があると感じましたので、敢えて皆さんに聞いていただけるのであ ればということで、発言させていただきました。

それは中学校にもかかってくることで、校区が広がれば広がるほど必要で、先程言いましたように、今なら小学校の校区になっていますが、これが中学校になれば、どんどん校区が広がって、地域の方や保護者の方、学校が子どもを把握しきれなくなった時に、じゃあどういうふうに一人一人の子どもに対して見守り対応していくんだろうかというところが、問題としてあがってくるのかなと思います。

会 長

3歳ぐらいから15歳ぐらいまでの子どもがいた場合に、親がどういうふうに責任を持 ち、学校の先生方がどのくらい分担し、地域の方がどこまで責任を持つかという話がリ アルに出てきているんだなということを感じます。この幼稚園区制度が持つ多面的な部分を様々なご意見で、多元的に見ようという形になっていますが、ひょっとして校区審議会そのものが今後扱う問題の、多面性みたいなものを予言的にというか、繋げて考えると色々と出てくるんだなという気持ちがあります。

このまとまりでこういう話題をということがありましたらお願いします。

-発言無し-

それでは事務局の方に少し、今日はいわゆる複合問題、応用問題、これから検討すべき 課題問題、それが非常に多かったと思います。その意味では、事務局の方で問題山積だ なという確認みたいなことを一言仰っていただいて、それはそれとして、これから全体 としての教育委員会としての課題というふうに、引き取っていただくこともあると思い ます。

これだけ複合的な話を1回のところでしっかりやるとは思いませんでした。今日は本当に驚きました。

事務局

ご報告しましたように、17年度以降の経緯等、概ね制度の内容については保護者の方にご理解いただいて、且つある程度要望に応えている制度だと考えていますので、制度自体はこのまま運用していきたいと思っています。先程議論していただきましたら、大きな園区制度については、大きな課題ですから、今後審議していただくことも出てこようかと思いますが、今現在、幼児教育問題審議会で特化して、活性化等について審議していただいていますので、それについては決まり次第、こちらでも報告したいと思います。

事務局

後半の方でご意見をいただきましたことは、重要な課題と考えています。これは本議会でも出てきている大きな課題でもあります。再編成、再構築に関する内容です。これに関しては幼稚園、小学校、中学校においても大きな課題として捉えています。これは先程言いましたように、幼児教育問題審議会でも審議の対象となりますし、大きくは幼稚園振興計画に大前提が3本あります。そういう面ではその基本的なところを踏まえたうえで考えなければいけないことですし、実態も幼稚園だけの実態だけではなく、全体的なライフワークとか幼小中の子ども達の人数等、それから今後5年、10年先の人数も含めて、大きな要素の中で検討していく課題であると思います。少し時間もかかりますし、慎重に丁寧に教育もしていかなければいけないと思っていますので、よろしくお願いします。

会 長

課題的な面も含めてお話しいただくということが、これまでそんなふうにお話をお願いすることがありませんでしたが、今日最後のお二人の発言は、非常に流動性を含んだ課題についてのご発言として貴重なご意見をいただきました。こういう複雑性の高い討論

委員

でしたが、こういう流動的な段階で何を考えれば良いのでしょうか。

ご意見が多面的にあったんですが、だんだんとその対立構造が、あるいは意見の違いが それを超えてきたのかなという感じがします。それで校区をどうすれば良いのか、学校 に子どもをどうやって安全に行かせれば良いのかということについて、5パーセント枠 を軸にずっとやってきましたが、その検証、プロセスの中で、少なくとも校区審議会の

平成15年から校区審議会に携わってきて、様々なな立場の対立があり続けて、色々な

中ではかなり意見の一致が多くなってきたと、そういう意味では非常に嬉しいことだと

思っています。コミュニティと学校の関係、それと校区をどう絡み合わせるかということは、これからも残ってくるとは思いますが、川西市が校区問題を通じて、子どもの教

育をどのように考えれば良いかということについて、教育コミュニティになりつつある

のではないかと。一つの教育を通じてコミュニティを作っていくという形に近づいてき

たのではないかということで、今日の議論を聞かせていただいて嬉しく思っています。

今の総括的、議論概括発言で今日の討論を終わりたいと思います。それと、提案自身が 主文として検討し直し、一定の文章変更のところまで議事に入れ得たということを、こ

のように議論概括が出てきて、複雑な議論ではありますが、しかししっかりとコミュニ

ティ作りになりつつあるという確認をされたという辺りを一つの励ましにして、今日は これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会 長